

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見概要	回答
1	グリーン購入法総合評価値	p15 グリーン購入法総合評価値を記載します。	<p>登録情報「グリーン購入法総合評価値を記載します。」に実際値を追加。総合点だけでなく、ラベル表示を求めている項目・内容を全て記入してもらいたいです。ラベル表示の内容は、製紙メーカーが見える化させられ、旧態の流通業界が嫌がっているため製紙メーカーが後ろ向きになりがちです。基本的には、信頼性を自ら崩壊させた、偽装したことのペナルティだと明言しましょう。</p> <p>従ってトレーサナブルな情報提供を目指し、データベースへの登録とラベル等現物の表示を義務化していくこと、そのロットNoから購入者や依頼を受けた印刷会社が証明を求め、製紙メーカーほどのチャネルを通過していったか等とは無関係に証明を発行できるはずであり、直接証明サポートの窓口を置くべきです。どうしても一般窓口が設置出来ない場合は、第三者の確認等の仕組みをつくるという位置付けからも、第三者機関が証明問合せの総合窓口を担っていただけのようにGPNとしても要請、必要性を示唆した文言を残すべきだと思います。</p> <p>現状のままでは、偽装事件の前と比べて、メーカーの自己証明に過ぎず何が信頼性向上したか不明のままです。これは、製紙メーカーの自らの体質でうその積み重ねをした結果に対する企業外の立場からの要請であり、もう一度信用してくださいというのは勝手な論理です。信頼性は第三者にいつでも要請あれば監査することができるものです。</p> <p>また、既存の法律や制度的枠組みの中で指導すべき機関が煮え切らない擁護の立場しか採っていないことも大問題です。誰も問題にしておらず、いかに仕組みを作ったからといって、大防法、水濁法、ISOなど、偽装が起こったこれまでの過程で、認証や資格を与えている機関が何のステートメントも出さず、資格の停止、それぞれの観点での改善要求とその経緯結果を第三者として公表し、調査や改善経費を原因企業にペナルティとして請求するという流れを作るためにも、DB登録の内容をどのように担保してくれるのか？という最大の論点にGPNの今回の改正は、正面から答えたものにはなっていないといわざるを得ません。</p> <p>問題は、これがゴールではなく、上記のような方向付けと隙きあらば後ろ向きにしか考えないメーカーに、登っても登ってもCSRはゴールがない、企業行動哲学を入れ替えろという改善サイクルを明示していただきたいと思えます。シンプルな文章でも絶大な効果があるはずで、基本精神とか情報公開、証明に対するスタンスです。登録内容に虚偽があった場合はどうするのかも明記していただきたいと思えます。登録者は調査を受けることを予め承し、その結果虚偽が確認された場合は実行費用を請求できる。登録無料でもかなり高い物になると。</p>	<p>グリーン購入法総合評価値のラベル表示が求められる項目のうち、原料の配合について、各銘柄に実配合されていない数値(パーミンパルプのクレジット)の表示は、①森林認証制度によってクレジット方式の表示方法にそぐわない場合があること、②利用者に対して各銘柄に実配合されているとの誤解を与える可能性があることから、表示しません。実配合されている数値(古紙配合率)のみを表示する、<u>原案どおりとします。</u></p> <p>「GPNが商品情報証明サポートの窓口を置くべきで、窓口を設置出来ない場合は、第三者機関が証明問合せの総合窓口を担うようにGPNとして要請、必要性を示唆した文言を残すべき。登録企業のCSR(企業行動哲学)の改善サイクルを明示してほしい。」という趣旨のご意見について、次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。</p>
2	商品の森林認証ラベル	p15 基礎情報の「商品の森林認証ラベル」欄および原料における配慮の「森林認証材パルプ」欄	<p>フォーマット案における、基礎情報の「商品の森林認証ラベル」および原料における配慮の「森林認証材パルプ」について、内容の違いと意図(掲載基準)が読み取れません。特に後者は「商品または原料が受けている森林認証制度の名称」とあり、認証制度上の表示ルールに反する可能性もあることから、後者の掲載欄は削除すべき、と考えます。</p>	<p>各森林認証機関へ確認しました結果、原料における配慮の[森林認証材パルプ]と「商品の森林認証ラベル」の併記が難しい制度があり、原料における配慮の[森林認証材パルプ]欄を削除する場合に不具合の発生する森林認証制度はないため、ご意見いただきましたとおり、原料における配慮の[森林認証材パルプ]欄を削除いたします。</p>
3	古紙パルプ配合率(%)	p15 商品毎に実際に配合されている「古紙パルプ配合率」を最低限保証される整数で記載します。	<p>フォーマットの古紙配合率の項目で、最低保証値を記載することを書いていますが、「製紙連合会のルールに準じて」という趣旨の内容も記載しておいた方が良いのでは？</p>	<p>ご意見の趣旨をふまえて、「※「古紙パルプ配合率」を最低限保証される数値で記載することは古紙配合率問題検討委員会報告書(日本製紙連合会)に準じます。」と追加し、<u>修正いたします。</u></p>

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見概要	回答
4	原料の合法性の確認	<p>p16</p> <p>合法性をどのように確認したのか、該当する確認方法を記載します。以下の確認方法は、信頼性の高い順に並んでいます。 [森林認証]: 森林認証を受けている [第三者監査]: 森林認証以外の第三者監査を行い、合法性を確認している [文書・現地]: 文書や現地確認(伐採許可証、合法性証明書、現地確認報告書等)により、合法性を確認している [調達方針]: 調達方針等により、合法性を確認している [ー]: 原材料が古紙または再・未利用材のみ場合は対象外</p>	<p>バージンパルプの「原料の合法性の確認」について信頼性の高い順に[森林認証][第三者監査][文書・現地][調達方針]で確認を行う、となっているが、この合法性の確認方法は、合法性確認の方法としてふさわしくないと考える。グリーン購入法での木材の合法性の確認方法に挙げられている。林野庁ガイドラインに準じた3つの方法に合わせてほしい。企業独自の方法を採用している場合で、第三者チェックを受けているものについての信頼性は、林野庁ガイドラインに沿って団体認証と同等と評価してほしい。</p>	<p>林野庁ガイドラインの合法性確認方法を、GPNのDBフォーマットの該当欄に記載いただきたく、今回は原案どおりとします。次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。</p>
5	原料の合法性の確認	<p>p16</p> <p>合法性をどのように確認したのか、該当する確認方法を記載します。以下の確認方法は、信頼性の高い順に並んでいます。 [森林認証]: 森林認証を受けている [第三者監査]: 森林認証以外の第三者監査を行い、合法性を確認している [文書・現地]: 文書や現地確認(伐採許可証、合法性証明書、現地確認報告書等)により、合法性を確認している [調達方針]: 調達方針等により、合法性を確認している [ー]: 原材料が古紙または再・未利用材のみ場合は対象外</p>	<p>標記ガイドライン登録フォーマットの2ページの一項目「原料の合法性の確認」について。 原料の合法性の確認については、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って行っていることから、本稿の「記載内容」の記述とは整合性をとるべきと考えます。また、林野庁のガイドラインには3つの方法が定められていますが、その内容には信頼性の優劣はついていません。</p>	<p>林野庁ガイドラインの合法性確認方法を、GPNのDBフォーマットの該当欄に記載いただきたく、今回は原案どおりとします。次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。</p>
6	原料の合法性の確認	<p>p16</p> <p>合法性をどのように確認したのか、該当する確認方法を記載します。以下の確認方法は、信頼性の高い順に並んでいます。 [森林認証]: 森林認証を受けている [第三者監査]: 森林認証以外の第三者監査を行い、合法性を確認している [文書・現地]: 文書や現地確認(伐採許可証、合法性証明書、現地確認報告書等)により、合法性を確認している [調達方針]: 調達方針等により、合法性を確認している [ー]: 原材料が古紙または再・未利用材のみ場合は対象外</p>	<p>合法性の確認要件は、林野庁ガイドラインをそのまま取り入れてはどうかでしようか。林野庁ガイドラインは http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidorain.pdfです。要約すると、(1)森林認証を活用する方法: 森林認証の認証マークにより証明する方法です。(2)業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法: 各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別の事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性等証明」を次の段階の業者に渡すことにより、証明の連鎖を形成するものです。(3)事業者独自の取組により証明する方法: 個別の事業者が独自に伐採から入荷に至るまでの流通経路等を把握した上で証明する方法です。</p>	<p>林野庁ガイドラインの合法性確認方法を、GPNのDBフォーマットの該当欄に記載いただきたく、今回は原案どおりとします。次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。</p>
7	原料の合法性の確認	<p>p16</p> <p>※ バージンパルプの原産地が複数以上にわたる場合は、<u>信頼性のレベルが最も低いものを記述</u>します。</p>	<p>バージンパルプは通常複数の原産地に由来すると考えられることから、信頼性のレベルが最も低いものを記述とした場合、微量でも「調達方針による確認」である原料があれば、全ての原料が「調達方針による確認」という表記になります。これは、ガイドラインで導入された第三者監査、文書や現地確認といったより信頼性の高い方法での確認がなされている原料を反映できないことに繋がります。そこで、バージンパルプを一律にみなすのではなく、4段階に分け、森林認証を受けているパルプ〇%、森林認証以外の第三者監査を行い、持続可能性を確認しているパルプ〇%、文書や現地確認により、持続可能性を確認しているパルプ〇%、調達方針等により持続可能性を確認しているパルプ〇%という、信頼性のレベル毎の配合率をデータベースに掲載することが望ましいと考えます。</p>	<p>次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。</p>

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見概要	回答
8	原料の持続可能性を目指した取り組みの確認	p16 ※ バージンパルプの原産地が複数以上にわたる場合は、信頼性のレベルが最も低いものを記述します。	バージンパルプは通常複数の原産地に由来すると考えられることから、信頼性のレベルが最も低いものを記述とした場合、微量でも「調達方針による確認」である原料があれば、全ての原料が「調達方針による確認」という表記になります。これは、ガイドラインで導入された第三者監査、文書や現地確認といったより信頼性の高い方法での確認がなされている原料を反映できないことに繋がります。そこで、バージンパルプを一律にみなすのではなく、4段階に分け、森林認証を受けているパルプ〇%、森林認証以外の第三者監査を行い、持続可能性を確認しているパルプ〇%、文書や現地確認により、持続可能性を確認しているパルプ〇%、調達方針等により持続可能性を確認しているパルプ〇%という、信頼性のレベル毎の配合率をデータベースに掲載することが望ましいと考えます。	次回の印刷・情報用紙タスクグループ等の検討課題といたします。
9	原料の持続可能性を目指した取り組みの確認 (古紙パルプ以外のパルプ)	p16 持続可能性を目指した取り組みをどのように確認したのか、該当する確認方法を記載します。以下の確認方法は、信頼性の高い順に並んでいます。 [森林認証]: 森林認証を受けている [第三者監査]: 森林認証以外の第三者監査を行い、持続可能性を確認している [文書・現地]: 文書や現地確認(伐採許可証、合法性証明書、現地確認報告書等)により、持続可能性を確認している [調達方針]: 調達方針等により、持続可能性を確認している [-]: 原材料が古紙または再・未利用材のみ場合は対象外	確認方法のうち[森林認証]について森林認証林由来のものに限定するの、COC認証でリスク評価を受けたものまで含むのか、明確にしてほしい。	各森林認証機関へ確認しました結果、確認方法の[森林認証]の対象はCOC認証といたします。
10	(古紙パルプ以外のパルプ)	p17 [森林認証材パルプ]、[間伐材パルプ]、[非木材パルプ]、[再・未利用材パルプ]、[他のバージンパルプ]欄	古紙および廃・未利用材以外の原料について、ガイドラインでは合法性と持続可能性のみを要件としてますが、「エコ商品ねっと」の登録フォーマットでは少々唐突に16頁のポジティブ項目(森林認証材パルプや間伐材パルプなど)が登場するため、以下のような印象を受けました。こうした誤解のないような工夫が必要、と考えます。 特に森林認証については、ポジティブ項目への森林認証材パルプの項目は削除し、ラベルのみ、すなわちCOCのみを扱うべきと考えます(製品の持続可能性確認のためにはCOCが必要なため)。 意見①: 各所に出てくる、森林認証はFM認証を指すのか、COC認証まで求められるのか。合理的な証明ができるのであれば、FM認証のみでも良いのではないかと。 意見②: P16で非木材パルプが再・未利用材パルプよりも上位と位置付けされているが、非木材パルプの環境優位性は根拠がない。合法性や森林からの転用有無がまったく確認されていない原料は、最も下位に位置付けるべきと考える	各森林認証機関へ確認しました結果、原料における配慮の[森林認証材パルプ]と「商品の森林認証ラベル」の併記が難しい制度があり、原料における配慮の[森林認証材パルプ]欄を削除する場合に不具合の発生する森林認証制度はないため、ご意見いただきましたとおり、原料における配慮の[森林認証材パルプ]欄を削除いたします。 各森林認証機関へ確認しました結果、確認方法の[森林認証]の対象はCOC認証といたします。 ご意見の趣旨をふまえ、「古紙パルプ以外のパルプ」の項目の順番を「非木材パルプ」と「再・未利用材パルプ」を入れ替えて、「再・未利用材パルプ」を先述するよう、修正いたします。
11	森林認証材パルプ	p17 [森林認証制度名]: 商品または原料が受けている森林認証制度の名称 []: 森林認証を受けていない場合(空欄)	フォーマット案における、基礎情報の「商品の森林認証ラベル」および原料における配慮の「森林認証材パルプ」について、内容の違いと意図(掲載基準)が読み取れません。特に後者は「商品または原料が受けている森林認証制度の名称」とあり、認証制度上の表示ルールに反する可能性もあることから、後者の掲載欄は削除すべき、と考えます。	各森林認証機関へ確認しました結果、原料における配慮の[森林認証材パルプ]と「商品の森林認証ラベル」の併記が難しい制度があり、原料における配慮の[森林認証材パルプ]欄を削除する場合に不具合の発生する森林認証制度はないため、ご意見いただきましたとおり、原料における配慮の[森林認証材パルプ]欄を削除いたします。

No.	意見箇所	意見反映前の第一次案本文	意見概要	回答	
12	非木材パルプ	p17	[○]:非木材パルプが配合されている []:非木材パルプが配合されていない(空欄)	意見②:P16で非木材パルプが再・未利用材パルプよりも上位と位置付けされているが、非木材パルプの環境優位性は根拠がない。合法性や森林からの転用有無がまったく確認されていない原料は、最も下位に位置付けるべきと考える	ご意見の趣旨をふまえ、「古紙パルプ以外のパルプ」の項目の順番を「非木材パルプ」と「再・未利用材パルプ」を入れ替えて、「再・未利用材パルプ」を先述するよう、 <u>修正</u> いたします。
13	ECFパルプ	p18	[○]:晒化学パルプはすべてECFパルプである []:晒化学パルプがECFパルプではない(空欄) [-]:古紙パルプ配合率100%の場合	ECFパルプの定義はわかりにくいので、ガイドライン「6)塩素ガスを使わずに漂白されていること」にあわせて、以下のとおり変更してはいかがでしょうか。 「塩素ガスを使わない漂白」: [○]:塩素ガスを使っていない []:塩素ガスを使っている(空欄) [-]:古紙パルプ配合率100%の場合	ご意見の趣旨をふまえ、以下のとおり、 <u>修正</u> いたします。 「塩素ガスを使わない漂白」: [○]:塩素ガスを使っていない []:塩素ガスを使っている(空欄) [-]:古紙パルプ配合率100%の場合
14	国産材からつくられたパルプ	p18	※ 国内で発生した木材資源等から得られたバージンパルプであることが確認できるもののみを対象とします。	「国産材からつくられたパルプ」について国内で発生した製材廃材については、国産材として扱うことを認めることを明確に表現してほしい。	ご意見の趣旨をふまえ、「国産材からつくられたパルプ」の記載内容のうち、「国内で伐採された木材等」を「国内で発生した木材資源等」へ <u>修正</u> いたします。
15	国産材からつくられたパルプ	p18	※ 国内で発生した木材資源等から得られたバージンパルプであることが確認できるもののみを対象とします。	P17の国産材の定義が「国内で伐採されたもの」となっていますが、「国内で発生した木材資源等」のような“伐採”を強調しない表現が望ましいと思われず、間伐も手入れが目的であって伐採することが目的ではありませんし、このような表現によれば国内の製材工場で発生する廃材も対象とできません。	ご意見の趣旨をふまえ、「国産材からつくられたパルプ」の記載内容のうち、「国内で伐採された木材等」を「国内で発生した木材資源等」へ <u>修正</u> いたします。